


市政レポート
 彦坂 和子
 渡邊 智史

日本共産党一宮市議団の活動をお知らせします。
シャトル
 [発行] 日本共産党一宮市委員会 JCP一宮

2023年5月
No. 861
 発行：日本共産党一宮市委員会
 TEL 45-5424 Fax 45-5347
 一宮市八幡2-13-30

臨時市議会 議長、副議長、各常任委員など決定

5/16 臨時市議会が開催され、議長、副議長、監査委員、各常任委員など決まりました。

◆議長—岡本将嗣（令和会）、副議長—井上文男（令和会）

◆監査委員—花谷昌章（令和会）、服部修寛（令和会）

◆各常任委員会の構成（○委員長、△副委員長）

・総務委員会（10名）

○鶴飼和司（新流会）、△東淵正人（令和会）、白井弓賀、河村弘保、竹山聡、岡本将嗣、彦坂和子、八木丈之、横井忠史、伊藤裕通

・福祉健康委員会（10名）

○渡部晃久（令和会）、△本山廣次（令和会）、野村悠介、佐々のりな、渡辺さとし、後藤みゆき、井上文男、高木宏昌、水谷千恵子、渡辺之良

・経済教育委員会（9名）

○高橋一（尾張風の会）、△尾関さとる（令和会）、京極ふみか、市川智明、宇山祥子、森ひとみ、島津秀典、則竹安郎、花谷昌章

・建設水道委員会（9名）

○中村かずひと（令和会）、△大津乃里予（令和会）、木村健太、井田吉彦、柴田雄二、平松邦江、浅井俊彦、松井哲朗、服部修寛

・特別委員会（8名）（*）

○則竹保郎（令和会）、△森ひとみ（新流会）、尾関さとる、渡部晃久、後藤みゆき、平松邦江、松井哲朗



○定例会と臨時会（市のウェブサイトより）

市議会には定期的にかかれる定例会と、必要に応じて開かれる臨時会があります。一宮市の定例会は、3月・6月・9月・12月の年4回開催されます。

○常任委員会

市の組織を大きく分けた部門ごとに、常に設置されている委員会です。一宮市議会では4つの常任委員会があり、議員はいずれかの委員会に所属しています。



*特別委員会について

- ・名岐道路・スマートインターチェンジ推進特別委員会（正式名称）
- ・設置理由 名岐道路の整備及び名神高速道路への設置に向けて進められているスマートインターチェンジについては、これら事業の関連整備も含め、特別委員会において調査・審査するため
- ・委員数8人



○議会運営委員会委員も決まりました。

令和会 渡辺之良、則竹保郎、竹山聡、島津秀典、新流会 高木宏昌、森ひとみ

公明党一宮市議団 河村弘保

・オブザーバー

一宮維新と市民の会 服部修寛、日本共産党一宮市議団 彦坂和子、

いちのみやを良くする会 宇山祥子

自由民主党一宮市議会 伊藤裕通、尾張風の会 高橋一

■2023年3月議会運営委員会で決定した「議会運営委員会申し合わせ事項」

- ・委員会の構成について それまで「所属議員2名以上で構成から選出する」が、「所属議員3名以上で構成から選出する」に改定されました。
- ・所属議員2名以下で構成される会派の代表者1名及び会派に属さない議員はオブザーバーとして出席することに。（2023年5月1日から適用）
- ・3名以上5名以下 1名、6名以上9名以下 2名、10名以上13名以下 3名、14名以上19名以下 4名、20名以上25名以下 5名、26名以上 6名

*議会運営委員会でオブザーバーとして出席する会派の意見・提案は、正式な議題として反映されません。日本共産党は、5/9 議会運営協議会で「4月23日の市議会議員選挙で2人会派が3つになった。議会運営委員会の役割を考えても多くの会派の意見を反映させるために、3人以上でなく2人以上とすることを考えてほしい」と述べましたが、「すでに決まったことだから」と認められませんでした。この問題については引き続き考えていきたいと思えます。

（ひこさか和子）



<読者のみなさんへ> 次回のシャトルは休ませていただきます。

衆院で次々と悪法進められています①

国会では、43兆円の大軍拡をすすめる「軍拡財源法案」、軍需産業の儲けの奉仕に至れり尽くせりの「軍需産業支援法案」、原発を最大限活用する方針への大転換をはかる「原発推進等5法案」（GX電源法案）、移民・難民の人権をおびやかす入管法改悪案、健康保険証を廃止してマイナンバーカードを強要する「マイナンバー法案」など、国民の暮らしと平和を壊す悪法がつぎつぎと強行されようとしています。どれも大きな問題をはらむ内容となっています。今回は入管法改悪について取り上げます。

まず、入管法ってなに？

入管法は、「出入国管理及び難民認定法」という名称です。日本に出入国する全ての人を対象とした、出入国の管理をはじめ外国人が日本に在留するための許可や資格、不法に入国した人への罰則、それに難民認定制度などを定めた法令です。2021年の入管法「改正」案は、外国人の長期収容問題の解消を目的としていましたが、国内外の強い批判を受けて廃案となっています。

再提出された入管法「改正」案は前回とほぼ同内容

今回改めて出された入管法「改正」案は基本的な内容が同じであるにも関わらず、衆議院で可決されてしまいました。自民党・公明党・維新の会・国民民主の4党による強行といえます。これまでの問題を解決するばかりか、根本的な問題の所在である出入国在留管理庁（以後入管庁）への権限集中をさらに増大させる内容となっており、問題の解決につながらない、助長させると指摘する声が専門家から出されている現状です。

難民条約を批准しているが、難民認定率は異常に低い

日本は難民条約に批准していますが、難民認定率を諸外国と比較してみましょう。

国名	イギリス	カナダ	アメリカ	フランス	日本
難民認定率	63%	62%	32%	17%	0.7%

きわめて低いのが日本の難民認定率となっています。（上記データは21年度）

入管庁は、大日本帝国時代に外国人の出入国を管理していた、特高警察関係者が合流してきたという経過もあり、外国人に対する敵対心や差別意識という体質が今も引き継がれているという指摘もあります。こういった体質の入管庁が難民認定も、在留特別許可も、入管施設の収容や開放、退去強制といった様々な決定を行うこととなっています。権限が集中していることが問題の本質といえるのではないのでしょうか。

国際人権基準も満たしていない内容

他国と比較するとEU諸国は収容施設への収容期間は原則6か月であるのに対し、日本では期限が決められておらず、国連から「拷問にあたる」

と国際人権法違反と批判をされています。今回の法案についても、国連人権理事会から、法案が「国際人権基準を満たしていない」とする書簡が日本政府に寄せられています。

収容施設での、収容者に対する処遇も大きな問題となっています。収容中の死亡が明かになるなど、人権を顧みない処遇の在り方が問われています。

国際水準に沿った、人権を尊重する改革を

難民条約批准のイギリスでは、「できる限りの移動と交流の自由を確保できる、リラックスしたもので、安全・安泰な環境が保たれ、被収容者が最も生産的な方法で時間を過ごすことができるように促進するものであり、特に被収容者の品位と個々の表現の自由を尊重するものでなくてはならない」と収容施設規則で定めています。

収容施設の中には、音楽室や美術室、図書室があり、運動器具が供えられたジムもあり、様々な学習講座の提供などが行われています。面会もほぼ制限がないうえ、医師が土日を含め毎日診察室を訪れています。1日13時間の自由時間があるそうです。

日本では、1日40分施設内の運動場に出られる以外は屋内で過ごすことになっており、被収容者は何もすることがないなか、処遇に対し精神的な苦痛を感じるとのことですし、医療へのアクセスも大きな問題です。面会もアクリル板をはさんだ30分のみです。

他国では収容施設でも、人権に配慮がされています。国際水準に沿った改革が必要です。

野党4会派で全力を挙げ、廃案にむけてたたかいます

参議院法務委員会で審議が始まる入管法改悪案について、政府案への対案を日本共産党、立憲民主、社民、れいわ新選組、沖縄の風で提出しています。

政府案への対案として難民等保護法案と入管法改正案とを共同提出しています。参議院法務委員会では、野党案の審議や、ヒアリングなど行い法案審議に生かしていく考えで、クルド人の子どもたちからの切実な声のヒアリングが行われました。

保護よりも管理、徹底した隠ぺい・強権体質を解消し、入管行政の民主的な改革をすすめるために日本共産党は力を尽くします。



(わたなべさとし)

【お詫びと訂正】シャトルNo.860において2か所誤りがありました。お詫び申し上げますとともに訂正いたします。名妓→名岐 子ども家庭部子育て支援課 0526-28-9023→0586-28-3023